

農業の用語

【農地】

耕作の目的に供される土地を指します。耕作とは、土地に労働および資本を投じ、いわゆる肥培管理(耕うん、施肥、播種、除草など)を行い、作物を栽培することです。農地は食料供給のための限られた資源であり、かつ農山村地域における貴重な資源です。そこで、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、国民に対する食料の安定供給の確保に資するために、農地法において農地に関する利用や規制等について定めています。

【農業委員会】

農地等の利用の最適化を図り、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、遊休農地の調査・指導等、農地に関する事務(必須事務)を執行する行政委員会です。また任意事務として法人化その他農業経営の合理化、農業一般に関する調査及び情報の提供を行います。原則として市町村に1つ設置されています。農業委員会の許可を受けないで行われた農地売買・貸借契約は無効となりますのでトラブル回避のためにも必ず農業委員会を通すようにしましょう。

【農業所有適格法人】

法人が農地を所有(購入)するためには農地法に定められた一定の要件を満たす必要があります。その要件を満たした法人を農地所有適格法人と呼びます。

【JA(農業協同組合)】

全国各地のJA(Japan Agricultural Cooperatives)では、肥料や農薬等の資材を共同で購入、及び農畜産物を共同で販売する経済事業、生命・建物・自動車等の保障に関する共済事業、貯金、貸出などを行う信用事業等、農業と地域住民の生活に関わる事業を行っています。また、事業別に連合会が組織されており、そのうちJA全農(全国農業協同組合連合会)では全国及び都道府県域で上述の経済事業を担っています。

【農業資材】

種苗、肥料・農薬、土壌改良剤、機械工具、農具・農業機械、選別機器、包装梱包、保管保冷库、測定機などの農業生産に必要な資材全般を指します。

【パートナー企業と連携した農作業請負】

JA全農が主導する、農作業の人手確保を目的とする労働力支援です。各地域の実情に応じ、人手確保の取組みを検討・実施しています。JAグループが農業者から農作業委託の要望を整理し、農作業を請け負うパートナー企業に繋ぎ、パートナー企業では、日雇い等の条件で副業希望者や学生等の求職者を募集し、同社の作業リーダーとともに現場に赴き、作業を行っています。現在は東北・九州を中心に取組みを行っており、このような取組みは他の地域でも参考となると考えられます。

【農業公社】

都道府県や市町村やJAなどが出資して設立した農業振興に携わる第三セクターです。耕作放棄地の拡大を防止・解消するために、農作業を請け負ったり、受託あっせんを行ったりします。その他、特産品の研究開発や農産物の加工・流通・販売等を行っているものもあります。地域により、「農業振興公社」「農業開発公社」「農林公社」と称している場合があります。

【ほだ木】

キノコ生産(シイタケ、マイタケ、ナメコなど)には原木栽培と菌床栽培があります。菌床栽培ではおがくず等に菌を植えて育てますが、原木栽培では主として広葉樹の幹などを一定の長さに切断した木材に菌を植え込みます。この木材のことをほだ木と呼びます。

【コマ菌】

キノコ類の原木生産にあたってほだ木に植え付けられる、種となる菌のことです。菌床栽培の場合でも同様ですが、キノコ生産にあたっては専門の販売業者から種菌を購入するのが一般的です。

支援制度・情報

厚生労働省

「生活困窮者等の就農訓練事業」

自治体が就農訓練などを実施するNPO法人、農業法人等民間団体のノウハウを活用し、生活困窮者等の就農を含めた就労を支援します。

1. 実施主体

都道府県、市、福祉事務所設置町村(社会福祉法人、NPO法人等に委託可)

※都道府県については、郡部福祉事務所のみならず、管内の市部福祉事務所も含めて広域的实施も可能です。

2. 事業内容

(事前調整) ※必要に応じて都道府県が自治体間調整・福祉事務所と連携して支援対象者の選定・説明会の開催・自治体や農業法人、森林組合等の受け入れ態勢の調整・住民への理解促進等

(基礎的研修(例 短期訓練、体験ツアー等：数日～1週間))・農業基礎研修(作物の知識、農業機械の操作等)・研修参加者に対する生活相談・個別相談等

(就農訓練(例：長期訓練、就農支援))・農業実践研修・仲間づくりや地元住民との交流会の開催・研修参加者に対する生活相談・個別相談等

3. 補助率

2/3

農林水産省

「農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)のうち農山漁村発イノベーション推進・整備事業(農福連携型)」

農福連携の一層の推進に向け、障害者等の農林水産業に関する技術習得、障害者等に農業体験を提供するユニバーサル農園の開設、障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備、全国的な展開に向けた普及啓発、都道府県による専門人材育成の取組等を支援します。

1. 農山漁村発イノベーション推進事業(農福連携型)

① 農福連携支援事業

障害者等の農林水産業に関する技術習得、作業工程のマニュアル化、ユニバーサル農園の運用、移動式トイレの導入等を支援します。

【事業期間：2年間、交付率：定額(上限150万円等)】

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

農福連携の全国的な横展開に向けた取組、農福連携の定着に向けた専門人材の育成等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額(上限500万円等)】

2. 農山漁村発イノベーション整備事業(農福連携型)

障害者等が作業に携わる生産施設、ユニバーサル農園施設、安全・衛生面にかかる附帯施設等の整備を支援します。

【事業期間：最大2年間、交付率：1/2(上限1,000万円、2,500万円等)】

問い合わせ先

① 生活困窮者自立支援制度等に関する情報

厚生労働省地域福祉課生活困窮者自立支援室

TEL：03-3595-2615 (9:00～17:00)

② 農福連携や農業関係機関の情報

1) 国 農林水産省都市農村交流課農福連携推進室 TEL：03-3502-0033 (9:00～17:00)

2) 地方ブロック 北海道農政事務所、東北／関東／北陸／東海／近畿／中国四国／九州農政局、沖縄総合事務局

③ 関係機関

1) 都道府県、市の生活困窮者担当窓口

2) 自立相談支援機関

〈参考情報〉 一般社団法人J A 共済総合研究所ホームページ <https://www.jkri.or.jp>



報告動画のご案内

本誌に掲載した6つの取組み事例は、2022年度に開催されたシンポジウム『生活困窮者の就労に向けて～農林水産業での新たな人生へのチャレンジ～』において、各実施団体より詳細を報告しております。YouTubeにアーカイブ動画を掲載しておりますので、ぜひご活用ください。

リンク

<https://youtube.com/@user-sl3nq4yj6n/playlists>

●右の二次元コードからもご覧になれます。

